

議案第71号

福島市議会会議規則の一部を改正する規則 制定の件

本議案を、地方自治法第109条第6項及び福島市議会会議規則第14条第2項の規定により別紙のとおり提出いたします。

令和7年6月18日

福島市議会議長 萩原太郎様

提出者

議会運営委員会 委員長

渡辺敏彦

(別紙)

福島市議会会議規則の一部を改正する規則

福島市議会会議規則（昭和42年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表福島市議会広報委員会の項、福島市議会ＩＣＴ活用検討会の項及び福島市議会図書室管理運営委員会の項を削り、同表に次のように加える。

福島市議会 活動推進検 討会	議会活動の推進に関する協議又は調 整を行うため	各会派から選 出された議員	福島市議会活 動推進検討会 の座長
----------------------	----------------------------	------------------	-------------------------

附 則

この規則は、令和7年8月7日から施行する。

(提案理由)

地方自治法第100条第12項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場の一部を統合するため、所要の改正を行うものである。